



教科用図書等について ~まずは、種類について確認しましょう~

① 「文部科学大臣の検定を経た教科用図書」



通常学級で使用しているものです。
(検定教科書)

② 「文部科学省が著作の名義を有する教科用図書」



視覚障がい者用
聴覚障がい者用
知的障がい者用 (いわゆる
☆ (ほし) 本) があります。

無償給与です!



③ 「教科用図書以外の絵本等の一般図書」



特別支援学級において、

- ① 「文部科学大臣の検定を経た教科用図書」
 - ② 「文部科学省が著作の名義を有する教科用図書」
- を使用しなければなりません。
ただし、上記を使用することが適当でない場合は、
③ 「教科用図書以外の絵本等の一般図書」を教科書として
使用することが認められています。



④ 「教科用特定図書等」

- ① 図形等を拡大して教科書を複製した図書 (拡大教科書)
- ② 点字により教科書を複製した図書 (点字教科書)
- ③ その他障がいのある児童及び生徒の学習の用に供するため作成した教材であって教科書に代えて使用し得るもの (音声教材を含む)

- ・発達障がい等により、通常の検定教科書では一般的に使用される文字や図形等を認識することが困難な児童生徒に向けた教材
- ・パソコンやタブレット等の末端を活用して学習する教材
- ・教科書発行者から提供を受けた教科書デジタルデータを活用し、ボランティア団体等 (6団体) が作成
- ・文部科学省が調査研究を委託しており、読み書きが困難な児童生徒に対して**無償で提供**しています。

⑤ 「学習者用デジタル教科書」

紙の教科書の内容を文部科学大臣の定めるところにより記録した電磁的記録である教材です。
※詳しくは、「ほっと通信令和元年10月号」をご覧ください。

無償給与ではありません!

教科書発行者が作成販売しています。

